１人別枠方式の廃止から約７か月で区割規定の改正が行われており，１人別枠方式を廃止する法改正作業が平成23年大法廷判決言渡し直後から真摯に行われていたとするならば，本件選挙までの約１年９か月の間に区割規定の改正は十分に可能であったものと考えられ，この間に違憲状態を是正しなかったことについて合理的期間を経過していると評価することが，選挙制度の改正を含めてその仕組みの具体的決定についての立法府の裁量権を侵害するものということはできない。平成23年大法廷判決言渡し時点では，既に平成22年国勢調査の結果による人口が官報で公示されており，区画審は旧区画審設置法４条１項により平成24年２月25日までに区割り改定案を勧告すべきものとされていたが，１人別枠方式の廃止がない以上は平成23年大法廷判決の指摘する憲法の投票価値の平等の要求に反することのない区割り改定案の策定は不可能であったのであるから，立法府としては喫緊の課題として１人別枠方式の廃止を優先的に実行する憲法上の義務を国民に負うことになったということができる。しかるに，平成23年大法廷判決言渡し後約７か月後の平成23年10月19日になってようやく各党協議会での議論が開始され，その約１年１か月後の平成24年11月16日になって１人別枠方式を廃止する改正法が成立したのであり，この間の立法府の活動を見ても，憲法適合性回復のための立法作業の遅れを正当化する事情を認めることはできない。

また，本件選挙の直前である平成24年11月16日に１人別枠方式の廃止及び各都道府県の選挙区数の０増５減を内容とする改正法が成立し，平成25年６月24日に区割規定の改正法が成立したことは，本件選挙までの間に合理的期間が経過したとの認定の妨げとなるものではない。１人別枠方式の廃止は，立法府が優先的に実行すべき課題で，他の選挙制度の改革とは別個に取り組むべきものであり，選挙制度の抜本的改革を理由にその実現を遅らせることは許されるものではない。仮に，１人別枠方式の廃止についても他の選挙制度の抜本的改革と同時に行うことが立法府の裁量の範囲にあるとすることができるとしても，本件選挙当時までに憲法に適合する区割規定を含む抜本的改革案についての具体的な審議が進展し，遠くない時期までに改革法案が成立していることが条件となる。これを本件についてみると，平成25年６月24日に成立した改正法は，区割規定の改正にとどまるものであり，その内容は平成22年国勢調査人口による較差は1.998倍と２倍を僅かに下回るものとなっているものの，選挙区割りは平成23年大法廷判決により投票価値の平等に関する憲法上の要請に反するとされた区割りを基礎に微調整をしたものと評さざるを得ないもので，抜本的改革には程遠いものであり，同改正法の成立を理由に合理的期間が経過していないということはできない。

以上述べたとおり，立法府は，合理的期間内に本件選挙区割りの違憲状態を是正しなかったものであるから，本件選挙当時，本件区割規定は憲法14条１項等の憲法の規定に違反していたものといわざるを得ない。

５　本件選挙区割りの違憲状態が合理的期間内に是正されなかったとして本件区割規定が違憲であるとする場合でも，これに基づく選挙を常に無効とすべきものではなく，諸般の事情を考慮し，いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条１項）の基礎にあるものと解すべき一般的な法の基本原則に従い，選挙を無効とまではせず，選挙が違法である旨を主文において宣言するにとどめることが相当とする場合のあることは当審がこれまでに判示してきたところである（昭和51年大法廷判決，多数意見の引用する最高裁昭和60年７月17日大法廷判決（以下「昭和60年大法廷判決」という。）参照）。

選挙を無効とすることの主な弊害として，違憲とされた区割規定の改正の審議について選挙を無効とされた選挙区から選出された議員が存在しない状態でなされることが挙げられる。しかし，この点については，選挙無効の効果を直ちに生じさせるのではなく，無効の効果は区割規定の改正等に必要と見込まれる一定期間の経過後に始めて発生するという内容の将来効判決をすることによって解消が可能である（昭和60年大法廷判決における裁判官寺田治郎，同木下忠良，同伊藤正己，同矢口洪一の補足意見参照）。また，本件では既に平成25年６月24日に新たな区割規定を含む改正法が成立しており，その内容は平成23年大法廷判決の要請に十分応えているとはいえないとの批判があるものの，平成22年国勢調査人口による較差は1.998倍と僅かでも２倍を下回るものとなっており，当審が本件区割規定の違憲を理由として選挙を無効とした場合の補充選挙は，後述の小選挙区制における個別的な支障の問題を捨象して考えれば，当該選挙区の選挙についての過渡的措置としてこれによること（選挙を無効とされた特定の選挙区について同規定による補充選挙を行う旨の立法措置が必要と考えられる）が可能であると考える。この場合には，選挙無効とされた選挙区については新しい区割規定により補充選挙が行われたとしても，選挙無効判決がされていない選挙区については従来の区割規定により行われた選挙で選出された議員がそのまま残ることになり，選挙を無効とされていない選挙区との間及びこれらの選挙区同士の較差は解消されないのであるから，新区割規定により補充選挙が行われたとしても全体として憲法違反を免れないのではないかとの疑問が生じる。しかし，この点については，選挙を無効とされた選挙区については新区割規定により実際に補充選挙が行われ，他方，旧区割規定により行われた選挙によって選出された議員についても新区割規定により行われた選挙によって選出されたものとみなされるという理解によって憲法適合性を理由付けることが可能であろう。

上記によれば，本件において選挙を無効とすることによる弊害は大きなものではなく，他方で選挙人の基本的人権である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみは重大といわざるを得ず，また，立法府による憲法尊重擁護義務の不履行や違憲立法審査権の軽視も著しいものであることに鑑みれば，本件は上記の弊害の観点を理由としていわゆる事情判決の法理を適用すべき事案とはいえない。

ただし，以上に述べたところは一般的な選挙区の定数に係る選挙無効訴訟についてのものであり，小選挙区制が対象となる本件では，較差の是正は選挙区の分割，選挙区の統合あるいは選挙区の組替えによって行われるため，更に別の配慮が必要となる。新区割規定の内容を今回選挙無効訴訟が提起されている選挙区についてみると，東京都第５区及び第６区については旧第６区の１部が新第５区に組み入れられ，残りの旧第６区が新第６区とされている。また，福井県第３区については旧第１区と旧第２区・旧第３区の一部を併せて新第１区とされ旧第２区・旧第３区の残りを併せて新第２区とされた。平成24年実施の衆議院議員総選挙について，仮に東京都第５区及び第６区の選挙が無効とされた場合には，個々の選挙区の範囲は異なるものの新第５区と新第６区の補充選挙を同時に実施することで旧第５区・旧第６区の選挙民が選出した議員がいないという事態はなくなる。このように，訴訟の対象とされた全ての選挙区を合わせた区域の範囲が選挙区割りの改定により全体として変動しない場合には，新区割規定に基づいて補充選挙を実施することに特に問題はない。

問題となるのは福井県第３区の場合である。新区割規定では福井県第３区は存在しないのであるから，福井県第３区について補充選挙を実施することは不可能である。また，旧第３区の一部が含まれている新第１区及び新第２区で補充選挙を実施するとした場合には，旧第２区，旧第３区の議員と重複するだけでなく，旧第１区及び旧第２区の選挙民は二重に選挙権を行使することが認められることになり，これ自体が憲法違反となる可能性は大きい。

この問題は，選挙区が廃止された場合に限って生じる問題ではなく，上記の東京都第５区についてのみ選挙無効の判決が確定したと仮定した場合，新第５区で補充選挙を実施した場合には，選挙民の一部は旧第６区での選挙と新第５区での選挙とで二重に投票権を行使することが許されることになり，これもまた憲法違反の疑いが強い。仮に全選挙区において選挙無効判決が確定した場合であればこうした事態は避けることが可能であるが，本件における訴訟の提起は一部の選挙区にとどまっている。

このような困難な事態が生じるのは，当審が，議員定数訴訟の判断枠組みとして，①公職選挙法204条の訴訟の形態を用いた上で，②議員定数配分規定の憲法適合性は選挙区ごとにではなく規定全体として判断すべきとの判断枠組みを採用し，小選挙区制下での区割規定についても同様の判断枠組みを採用していることが主な原因となっているものといえる。上記判断枠組みは昭和51年大法廷判決以来当審の判例とするところであるが，昭和51年大法廷判決には，②について議員定数配分規定を可分のものとし，その憲法適合性は個々の選挙区ごとに判断し，一部の選挙区について投票価値不平等の違憲の瑕疵があるとしても，その瑕疵が必然的に他の選挙区全部について違憲の瑕疵を来すものと考えないとする裁判官岡原昌男，同下田武三，同江里口清雄，同大塚喜一郎，同吉田豊の反対意見が付されており，裁判官岸盛一の反対意見も可分とする点では上記反対意見と同旨といえる。